

福岡県バス対策協議会総会(議事概要)

1. 日 時：令和 2 年 7 月 27 日(月) 13:30～14:30
2. 場 所：吉塚合同庁舎 7 階 特 6 会議室
3. 出席者：福岡県バス対策協議会委員 6 名（福岡県企画・地域振興部長（会長）、九州運輸局福岡運輸支局長（副会長）、九州運輸局自動車交通部長、福岡県市長会会長、福岡県町村会会長、一般社団法人福岡県バス協会会長
※九州運輸局福岡運輸支局、福岡県市長会、福岡県町村会及び一般社団法人福岡県バス協会は代理出席
4. 内 容

(1) 福岡県バス対策協議会について

議案の審議に先立ち、本協議会の設立の経緯や地域公共交通確保維持改善事業の概要について事務局から説明。

<事務局>

- ・平成 12 年 5 月に成立した改正道路運送法により、乗合バス事業に係る路線の休廃止について、許可制から届け出制となり、路線廃止の増加に伴う地方への影響が危惧されたため、休廃止への対応を検討するための組織体として、バス対策協議会が組織された。
- ・事業者は、休廃止の届出に先立って、路線の休廃止の意向をバス対策協議会に申し出ることとし、また、交通事業者が運行に係る国庫補助を申請するためには、バス対策協議会が策定する「地域間幹線系統確保維持計画」に補助すべき路線と認定される必要がある。
- ・本日は、本協議会において、令和 3 年度の地域間幹線系統確保維持計画について、御審議いただく。

(2) 議案第 1 号 令和 3 年度地域間幹線系統確保維持計画（案）（資料 1－②）について

・・・本案を国に申請することについて承認

資料 1－①に基づき、令和 3 年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の概要や昨年度からの変更点、申請までのスケジュールについて、事務局から説明。（10 事業者 39 系統）

<事務局>

- ・計画の 2.「地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」について令和 2 年度計画までは「収支率の改善」を目標に掲げてきたところであるが、国の「令和元年度地域間幹線系統確保維持計画の二次評価」において、国から、収支率は燃料費等の外的要因の影響を大きく受けるため、収支率以外の目標も併せて設定するよう指摘があったことを踏まえ、新たに「輸送人員」を設定することとする。
- ・国から、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画の申請期限を 7 月 31 日に延長する旨の事務連絡があったため、7 月末の申請に合わせてブロック別地区協議会合同会議、パブリックコメント及びバス対策協議会総会を実施する。
- ・令和 2 年 7 月 1 日（水）～7 月 14 日（火）に実施したパブリックコメントにおいて、意見は提出されなかったことを御報告する。

○議案第 1 号についての意見

＜福岡県企画・地域振興部長＞

計画の中で、収支率や輸送人員目標を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、どちらも目標達成は難しいと思われる。その点について、国との関係でいうと、要件の緩和などの措置は何かあるのか。

＜事務局＞

補助要件のうち、「1 日あたりの輸送量が 15～150 人要件」について、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により 15 人を下回ったとしても補助対象外とすることはない旨の国からの事務連絡があったところ。具体的な取組みや計算方法については、今後お示しいただくことになっている。

(3) 報告第 1 号 バス路線の廃止申出状況について

資料 2-①、資料 2-②に基づき、平成 31 年度の廃止申出状況について事務局から説明。

＜事務局＞

- ・平成 31 年度の廃止申出路線は 13 路線、廃止申出区間は 23 区間（内、過年度から協議中の案件が 1 件）となっている。関係者との協議等の結果、存続区間が 0 区間、残りの 22 区間は廃止となった。
- ・廃止申出があった 13 路線の概要について、簡単に御説明する。

【みどりが丘線】

- ・西日本鉄道（株）のみどりが丘線については、一部区間について、廃止申出が提出された。
- ・バス対策協議会ブロック別地区協議会において関係者で協議を重ねた結果、廃止区間については、久山町のコミュニティバスにより代替するという結果になった。

【直方線】

- ・JR 九州バス（株）の直方線については、「福丸橋交差点～水光会総合病院前交差点」「福間駅東交差点～福間駅」「太蔵西交差点～新飯塚駅」の区間廃止の申出が提出された。
- ・バス対策協議会ブロック別地区協議会において、関係者と協議を重ねた結果、宮若市が福津市及び飯塚市と連携した広域のコミュニティバスの運行により代替するという結果になった。

【ちくしのバスみかさ線】

- ・西鉄バス二日市（株）のちくしのバスみかさ線については、筑紫野市委託運行路線を廃止し、廃止区間を含む経路は御笠自治会バスを運行するものであり、関係自治体（筑紫野市）からも同意を得ている。
- ・このため、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める公示第 5 号に該当するとし、ブロック別地区協議会の開催を省略。

【古賀市内線】

- ・ 西日本鉄道（株）の古賀市内線については、一部区間の廃止は、コガバスと路線が重複する区間を廃止するものであり、廃止バス停についてもコガバスのバス停を新設して代替するものであり、関係自治体（古賀市）からも同意を得ている。
- ・ このため、道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 号に該当するとし、ブロック別地区協議会の開催を省略。

【小竹・天道線】

- ・ 西鉄バス筑豊（株）の小竹・天道線には、「毛勝～小竹上町（小竹上町交差点）」の区間について廃止申出が提出された。
- ・ 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会の協議の結果、一部廃止区間については、小竹町巡回バスにより代替するという協議結果となった。

【北九州市交通局】

- ・ 北九州市交通局の 8 路線について、バス対策協議会のブロック別地区協議会において関係者で協議の結果、いずれも短距離であり利用者への影響が少ないということで、廃止という結果になった。

（４）報告第 2 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う路線バスの運行計画変更に係る福岡県バス対策協議会の運営手続きについて

資料 3 に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う路線バスの運行計画変更に係る福岡県バス対策協議会の運営手続きについて、事務局から説明。

<事務局>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた外出自粛要請等による利用者の減少を踏まえ、バス事業者が事業継続のため路線の休止や減便を行う際、九州運輸局が、減便の届出について、本来 30 日間の期間が必要なところ、7 日前まででも可とするなど、柔軟に対応している。
- ・ 当協議会運営要領（以下、要領という）に定める取扱いについても、弾力的に運用する旨、県内バス事業者様、市町村、バス対策協議会委員の皆様へ、バス対策協議会長名で、令和 2 年 4 月 23 日付けで通知したことを報告。